

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社Aに採用され、機械工として、生産技術グループにおいて組立・調整の業務に従事した後、光学グループにおいて、カメラを用いて照明のデータを取る業務に従事した。

請求人は、平成〇年〇月頃、右示指の付け根と左母指の爪の生え際あたりの皮膚に潰瘍が生じ、また、同年〇月下旬頃、全身の痒みを自覚した。その後、同年〇月上旬から中旬頃に、胸と背中以外の全身に痒みを伴う皮膚潰瘍が現れたことから、B医院に受診し「アレルギー性皮膚炎（湿疹）」と診断され、同医院の紹介により同年〇月〇日、C病院に受診し「アレルギー性湿疹、感染性皮膚炎」と診断された。

請求人は、これらの疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、会社の業務を行っている中でアレルギー性皮膚炎を発症した旨主張しているので、以下検討する。

D医師は、意見書において、要旨「平成〇年〇月〇日、皮膚掻痒を主訴に来院し、同年〇月にはアレルギー性結膜炎に対し、点眼剤処方。平成〇年〇月〇日、夜間皮膚掻痒増悪した為、軟膏を処方し、同年〇月〇日には、色素沈着に伴う湿疹に対し、内科で処方。同年平〇月〇日、全身性に湿疹が悪化し、ベテセレミン処方、SNMCの点滴を行い、同年〇月〇日皮膚炎に感染が修飾している可能性が高く、抗生物質を処方。I g E高値でアレルギー素因があることは確かだが、直接の原因物質不明。」と述べている。

また、E医師は、意見書において、要旨「平成〇年〇月〇日に初診し、労災的な話はなかった。検査結果は、皮膚の細菌培養により、黄色ブドウ球菌が検出された。外見的には自家感作性皮膚炎の状態であったが、細菌感染が判明したので、病名としては、アレルギー性湿疹と感染性皮膚炎の2つに分けたが、両疾病の原因は不明と言わざるを得ない。」と述べている。

当審査会は、請求人から提出された医証等も精査したところであるが、請求人に発症した疾病の直接の原因物質は特定されるに至らず、D医師及びE医師の意見は妥当であると判断する。

したがって、請求人に発症した疾病と業務との相当因果関係は明確でないことから業務に起因するものであると認めることはできない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。